

第3

官民連携による見守りシンポジウム ～ 高齢者の消費者被害防止に向けて ～

報告書

平成28年3月13日（日）

中央合同庁舎第8号館1階講堂

主催：内閣府消費者委員会

目次

	頁
1 実施概要	21
2 開会挨拶	22
河上 正二（内閣府消費者委員会委員長）	
3 パネルディスカッション —官民連携による高齢者の見守り—	24
【コーディネーター】	
東 珠実（相山女学園大学現代マネジメント学部教授）	
【パネリスト】	
金尾 浩志（富山県警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐）	
小川 晃子（岩手県立大学社会福祉学部教授）	
村上 文洋（一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構事務局、 株式会社三菱総合研究所主席研究員）	
齊藤 秀樹（公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事）	
杉浦 裕樹（NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ代表理事）	
4 ワークショップ —地域における高齢者の消費者被害防止に向けて—	40
【ファシリテーター】	
宮島 真希子（NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ理事）	
5 シンポジウム総括	47
河上 正二（内閣府消費者委員会委員長）	

配布資料

- ・ 進行次第
- ・ パネルディスカッション資料
- ・ 参考資料

官民連携による見守りシンポジウム～ 高齢者の消費者被害防止に向けて ～
実施概要

開催趣旨：高齢者の消費者被害を防ぐための官民連携による様々な対策事例などを共有し、意見交換やワークショップを行うことで、見守りのあり方や新しいアイデアを全国に発信する。

開催日時：2016年3月13日（日）13時30分～17時20分（3時間50分）

開催場所：中央合同庁舎第8号館1階講堂（住所：東京都千代田区永田町1-6-1）

主催：内閣府消費者委員会

参加者：74名（関係者含む）

【プログラム】

(1) 開会挨拶（10分）13：35～13：45

河上 正二（内閣府消費者委員会委員長）

(2) 第1部 パネルディスカッション（90分）13：45～15：15

【テーマ】官民連携による高齢者の見守り

【コーディネーター】

東 珠実（相山女学園大学現代マネジメント学部教授）

【パネリスト】

金尾 浩志（富山県警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐）

小川 晃子（岩手県立大学社会福祉学部教授）

村上 文洋（一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（VLED）事務局、株式会社三菱総合研究所主席研究員）

齊藤 秀樹（公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事）

杉浦 裕樹（NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ代表理事）

(3) 第2部 ワークショップ（100分）15：30～17：10

【テーマ】地域における高齢者の消費者被害防止に向けて

【ファシリテーター】

宮島 真希子（NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ理事）

(4) シンポジウム総括（10分）17：10～17：20

河上 正二（内閣府消費者委員会委員長）

開会挨拶

河上 正二（内閣府消費者委員会委員長）

消費者委員会委員長の河上と申します。

本日は、消費者委員会主催により「官民連携による見守りシンポジウム～高齢者の消費者被害防止に向けて～」を開催することができ、御参加の皆様にはお礼を申し上げます。

一昨日は、東日本大震災から5年目に当たるということで、各地で様々な行事がなされておりましたが、復旧とか復興というのは残念ながら道半ばであり、被災者の方々にはまだまだつらい日々が続いております。その復興ということを推進していくのは、必ずしも国や地方自治体の取組だけではありません。むしろ国等の取組には限界があり、民間の方々の協力や自主的な取組、さらには人々の一人一人の復興精神のようなものがいかに大事かということを感じさせられております。

本日のテーマは官民連携ですが、その射程は広いものであるということをお願いいたします。消費者委員会では、昨年8月に「消費者行政における新たな官民連携の在り方に関する調査報告」を公表いたしました。その報告書は、官民連携に係る総論、いわゆる考え方を取りまとめたものでありますが、このシンポジウムは、その各論の一部を構成するものであります。報告書では、行政のスリム化という目的のために、民間のボランティア精神に依存しているだけの官民連携ではだめだということで、「行政のスリム化を超えて」という副題をつけさせていただいております。

この官民連携を考える素材は数多くありますが、今回は高齢消費者保護の問題を取り上げることにいたしました。皆様御存じのとおり、我が国は少子高齢化が急速に進み、同時に高齢者の独居化という傾向もますます進展しております。高齢者の単独世帯は、周囲の目から隔離され消費者トラブルに巻き込まれた際に他の人に相談できず、その傷を深くするというご様子もございます。

お手元に参考資料があるかと思いますが、そこに高齢者の消費者被害の実態について、幾つかのデータを入れさせていただきました。これを見ますと、高齢者に係る消費者問題についての相談件数は年間で約26万件に上ります。しかも、その数は高齢者が増える数よりもはるかに高い水準で増加しております。相談の多い商品・サービスとしては、健康食品や投資商品に関するものが多いということがわかります。また、詐欺的な手口による高齢者の被害金額は、平均して1件当たり500万円に達しているという驚くべきデータもございます。

世の中が進歩し、便利なサービスや新しい商品がどんどん生み出されていくのはいいことではあります。必ずしも全員がそのスピードについていけるわけではございません。複雑な取引あるいは契約内容は、若者でも理解しづらい場合があり、高齢者においてはな



おさらです。さらに、高齢者の特徴として、健康や将来の生活などの不安を抱えがちであることや、なまじ老後の蓄えとしてまとまった命金を資産として持っているということがあり、これらが被害の要因の一つとなっているという可能性があります。

高齢消費者の被害防止や被害の早期発見は喫緊の課題であり、公的機関による対応というものもございますが、そこには限界がありますから、地域での見守りや気づきがとても重要な課題となります。

本日は、高齢者の消費者被害を防ぐための官民連携による様々な対策事例を共有し、意見交換やワークショップを行うことで、高齢者の消費者被害防止のための新しいアイデアを出し合い、委員会としても情報発信していくことができると考えております。